

下水道分野における官民連携方式ウォーターPPPについて

1. 背景と目的

本市の下水道事業は、未普及箇所の解消に向けて整備を進めていく一方で、25年以上経過した施設が徐々に増加しており、修繕対応も増加している状況です。また、職員数が減少していることから、維持管理の技術継承も課題となっています。

これらの課題への対応策の1つとして、令和5年度に内閣府からPPP/PFI推進アクションプランが公表され、「ウォーターPPP」と総称した官民連携方式が創設され、汚水管の改築に係る国費支援に関して令和9年度から要件化されることとなりました。

本市では、国費支援を活用し、本市下水道事業が抱えている課題を解決するため、令和6年度にウォーターPPPの導入可能性調査を実施し、令和9年度からウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）の条件に適用した包括的民間業務委託を実施することとしました。

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション方式) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)
性能発注	性能発注
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型】 更新工事
	【更新支援型】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	

ウォーターPPPの効果・メリット

-  新技術や民間のノウハウの活用による担い手不足への対応
-  効率的かつ効果的な維持管理・更新
-  維持管理費等の財政負担軽減

※汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

2. 本事業の導入に向けたスケジュール

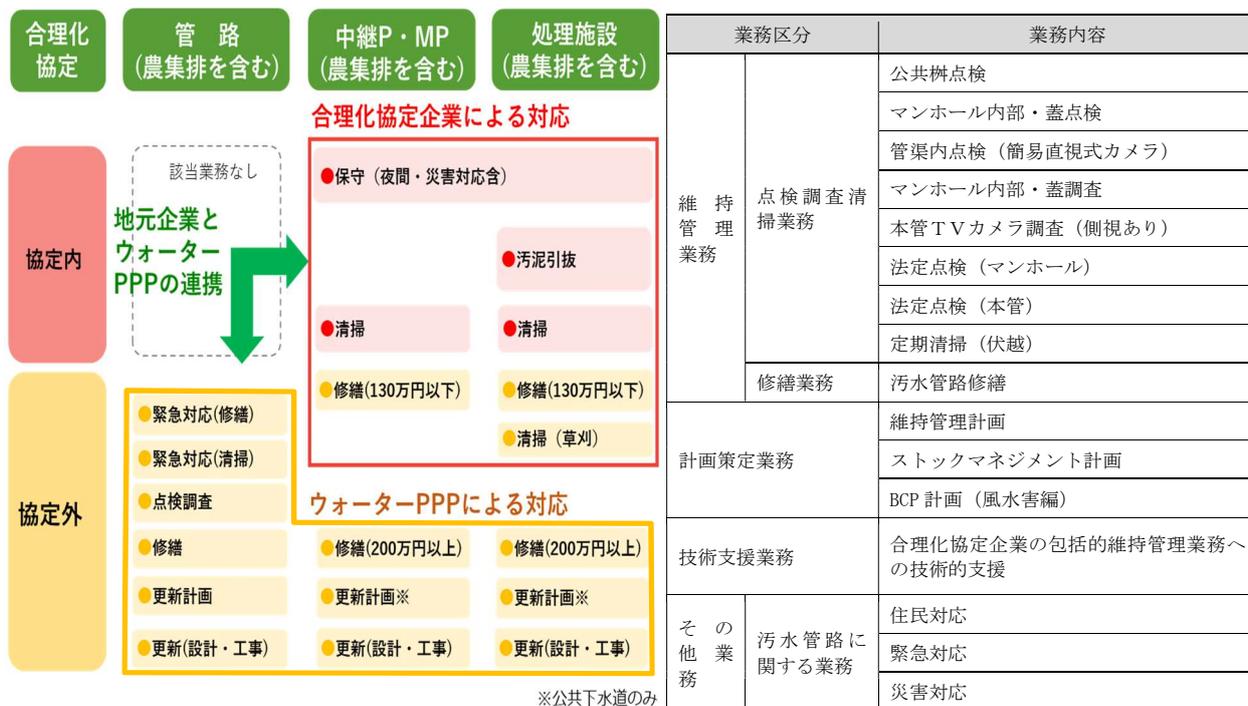
本事業は、令和6年度にウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）に適用する事業スキーム（枠組み）を検討いたしました。令和7年度は、公募資料に関する民間事業者向けの説明会と質疑応答を実施することで、民間事業者が参入できるよう適宜公募条件を見直します。令和8年度に事業者選定を行い、令和9年度の事業開始を予定しています。



導入可能性調査では、市内企業を含む民間事業者にアンケート調査と対話ヒアリングを実施し、事業スキームを検討

3. 本事業の概要

本事業は、管路の維持管理業務と下水道施設全体の更新計画策定業務を含む包括的民間委託です。本事業の業務範囲は、合理化協定を締結している市内4業者により2025年度から実施している亀山市下水道施設維持管理業務とすみ分けています（下図）。その上で、亀山市下水道施設維持管理業務に対して専門的な判断等をサポートする「技術支援業務」を本事業に含むことで、地元企業とウォーターPPPの事業者が技術的に連携できる仕組みを導入します。



本市下水道事業の包括的民間委託における業務範囲と期待される効果

亀山市の メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数業務の一括発注及び複数年契約により、職員の事務負担が軽減されます。 ・ 今後、施設老朽化により改築需要が増加した場合に必要な人員体制を確保することができます。 ・ 性能発注によって民間事業者の創意工夫や新技術を発揮することができ、下水道サービス水準の向上が期待されます。 ・ 事業規模の拡大による諸経費の削減と競争性の確保により、事業費の削減が見込まれます。
民間事業者 のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者は、長期的に業務を確保することによって人材確保を進めることができ、効率的な事業提案等で事業の拡大を図り、コスト削減ができます。 ・ 合理化協定を締結している市内4業者は、他企業が有するノウハウを蓄積することができます、より効率的な事業実施を期待できます。